



絶縁抵抗計

JIS C 1302 : 2025

(JSA)

令和 7 年 11 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岩 本 光 正	東京科学大学名誉教授
(委員)	加 藤 有利子	一般財団法人電気安全環境研究所
	香 月 嘉 史	一般社団法人送配電網協議会
	鈴 木 義 夫	一般社団法人電気設備学会
	辻 勝 也	一般社団法人日本電気計測器工業会
	馬 場 旬 平	東京大学
	西 原 敏 之	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	南 裕 二	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会
	若 月 壽 子	主婦連合会
	綿 貫 宏 樹	一般社団法人日本電機工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 43.4.1 改正：令和 7.11.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 7.11.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人日本電気計測器工業会
(〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-15-12 計測会館)

審 議 委 員 会：電気分野産業標準作成委員会（委員長 岩本 光正）

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに
確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
3.1 性能	2
3.2 安全及び構造	4
4 絶縁抵抗計の種別	5
5 定格測定電圧及び有効最大表示値	5
6 要求事項	7
6.1 定格動作条件	7
6.2 許容差及び偏位の許容範囲	7
6.3 開放回路電圧	8
6.4 定格電流	8
6.5 短絡電流	8
6.6 出力電圧	8
6.7 直流電圧重畳時の影響	8
6.8 環境の影響	8
6.9 瞬時最大電圧	9
6.10 電池チェック機能	9
6.11 測定可能回数	9
6.12 安全性	10
6.13 測定端子	10
6.14 振動に対する耐性	10
6.15 過電圧保護	11
6.16 種別の識別機能	11
6.17 付加機能	11
6.18 ハザード指示器	11
6.19 残留電圧の放電	12
7 表示及び操作説明書	12
7.1 製品に対する表示	12
7.2 操作説明書	13
8 試験	13
8.1 試験条件及び標準状態	13
8.2 許容差, 固有不確かさ及び偏位の許容範囲	13
8.3 開放回路電圧	14

	ページ
8.4 定格電流	14
8.5 短絡電流	14
8.6 出力電圧	15
8.7 直流電圧重畳時の影響	15
8.8 環境の影響	15
8.9 瞬時最大電圧	16
8.10 電池チェック機能	16
8.11 測定可能回数	16
8.12 安全性	16
8.13 測定端子	16
8.14 振動に対する耐性	16
8.15 過電圧保護	17
8.16 種別の識別機能	17
8.17 付加機能	17
8.18 ハザード指示器	17
8.19 残留電圧の放電	17
8.20 表示及び操作説明書	18
8.21 試験結果の記録	18
9 検査	18
9.1 形式検査	18
9.2 受渡検査	18
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	19
解 説	24

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 1302:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 8 年 11 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS C 1302:2018** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

絶縁抵抗計

Insulation resistance testers

序文

この規格は、2019年に第3版として発行された IEC 61557-1 及び 2024年に発行された Amendment 1 並びに 2019年に第3版として発行された IEC 61557-2 を基に、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補（amendment）については、編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、電池を内蔵する定格測定電圧 1 000 V 以下で、測定対象として次の a)～e) に用いる携帯用の絶縁抵抗計について規定する。

- a) 低電圧配電路の絶縁測定 交流 1 000 V 及び直流 1 500 V 以下の配電系統で、電源が切断されている電路及び機器の絶縁測定
- b) 機器、器具、部品などの絶縁測定
- 注記 1 発電状態にない太陽電池アレイは、器具又は部品に該当する。
- c) 高電圧設備の絶縁測定
- d) 発電状態にある太陽電池アレイの P-N 端子間を短絡する方法での絶縁測定
- e) 発電状態にある太陽電池アレイの P-N 端子間を短絡しない方法での絶縁測定

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61557-1:2019, Electrical safety in low voltage distribution systems up to 1 000 V a.c. and 1 500 V d.c. — Equipment for testing, measuring or monitoring of protective measures — Part 1: General requirements + Amendment 1:2024

IEC 61557-2:2019, Electrical safety in low voltage distribution systems up to 1 000 V a.c. and 1 500 V d.c. — Equipment for testing, measuring or monitoring of protective measures — Part 2: Insulation resistance （全体評価：MOD）

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用し